

1月28日、日本野鳥の会熊本県支部は熊本県と鳥インフルエンザの情報共有に関する連携協定を結びました。  
 (TV、新聞等の報道をご覧になった方も多いと思います)  
 協定の内容と、県支部会員の私たちは、何をすれば良いのか・・・ということを説明します。

まず、協定の目的と実施事項は次の通りです。(協定書より抜粋)

【目的】

第1条 この協定は、熊本県内における高病原性鳥インフルエンザの情報共有等について甲と乙が連携・協力することにより、高病原性鳥インフルエンザウイルスの早期発見及び感染拡大の防止を図ることを目的とする。

【実施事項】

- (1) 死亡野鳥等の情報共有に関すること
  - 熊本県は次の事項を実施する。
    - ・高病原性鳥インフルエンザ(野鳥関係)対応技術マニュアルに基づく、検査対象鳥類、羽数基準、対応レベル等サーベイランスの内容等について、野鳥の会に情報提供する。
    - ・県内における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について、野鳥の会に情報提供する。
  - 野鳥の会は次の事項を実施する。
    - ・会員に対し、サーベイランスに基づく種類・羽数、対応レベル等通報の基準についての周知を行う。
    - ・熊本県に対し、死亡等野鳥情報の通報を行う。
- (2) 死亡野鳥等の種の判別に関すること
  - ・熊本県が鳥種判別困難な場合、野鳥の会は熊本県の依頼に基づき種の判別に協力する。
- (3) 高病原性鳥インフルエンザの知識の普及に関すること。
  - ・野鳥の会は、主催する探鳥会等の機会を捉え、野鳥との接し方など高病原性鳥インフルエンザに関する知識の普及を行う。
- (4) その他両者が協議して必要と認めること

実施事項の下線部分が、私たちが県に対して協力する内容になりますが、特に皆さんが探鳥会に参加され、あるいは個人的にフィールドで活動されている際に、鳥の死骸を見つけた、弱って死にそうな野鳥見つけたという時には、ぜひ情報の提供をお願いします。

■野鳥におけるサーベイランス(調査)

死亡等野鳥が見つかった場合は、感染の早期発見及び感染状況の把握のための調査が開始されます。調査対象とするかどうかは、下表1～3に示された基準に基づきます。  
 (環境省：野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアルより抜粋)

表1 発生状況に応じた対応レベルの概要

発生状況	対象地	発生地周辺 発生地から半径10km以内を基本)
通常時	全国	野鳥監視重点地域に指定
国内発生時(単発時)	対応レベル1	
国内複数箇所発生時	対応レベル2	
近隣国発生時等	対応レベル3	必要に応じて野鳥監視重点地域を指定
	対応レベル2または3	

※ここでの「発生」とは糞便における高病原性鳥インフルエンザウイルスの分離も含む

表2 対応レベルの実施内容

対応レベル	鳥類生息状況等調査	ウイルス保有状況の調査				10月から4月にかけて定期的に糞便を採取
		死亡野鳥等調査				
		リスク種1	リスク種2	リスク種3	その他の種	
対応レベル1	情報収集 監視	1羽以上	3羽以上	10羽以上	10羽以上	
対応レベル2	監視強化	1羽以上	1羽以上	10羽以上	10羽以上	
対応レベル3	監視強化	1羽以上	1羽以上	5羽以上	10羽以上	
野鳥監視重点地域	監視強化 発生地対応	1羽以上	1羽以上	3羽以上	3羽以上	

表3 リスク種（9目10科）

**リスク種1（18種）**  
 【カモ目カモ科】ヒシクイ、マガン、シジュウカラガン、コブハクチョウ、コハクチョウ、オオハクチョウ、オシドリ、キンクロハジロ、重度の神経症状が観察された水鳥類、【カ目タカ科】オジロワシ、オオワシ、チュウヒ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ノスリ、クマタカ【ハヤブサ目ハヤブサ科】チョウゲンボウ、ハヤブサ

**リスク種2（17種）**  
 【カモ目カモ科】マガモ、オナガガモ、トモエガモ、ホシハジロ、スズガモ【カイツブリ目カイツブリ科】カイツブリ、カムリカイツブリ、ハジロカイツブリ【ツル目ツル科】マナヅル、タンチョウ、ナベヅル【シロ目クイナ科】バン、オオバン【ドリ目カモメ科】ユリカモメ【クロウ目フクロウ科】コノハズク、ワシミズク、フクロウ

**リスク種3**  
 【カモ目カモ科】ヒドリガモ、カルガモ、コガモ等（リスク種1、2以外全種）【ツオドリ目ウ科】カワウ【ペリカン目サギ科】ゴイサギ、アオサギ、ダイサギ、コサギ等全種【ドリ目カモメ科】ウミネコ、セグロカモメ等（リスク種1、2以外全種）【カ目】トビ等（リスク種1、2以外全種）【クロウ目】コミミズク等（リスク種1、2以外全種）【ハヤブサ目】コチョウゲンボウ等（リスク種1、2以外全種）

**その他の種**  
 上記以外の鳥種すべて。

※詳しい情報は、環境省のホームページに掲載されています。 [www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

■実際に鳥の死骸または弱った鳥を発見した時の対応

(1) 連絡先

各地域の地域振興局林務（森林保全）課へ連絡をお願いします。

地域振興局林務（森林保全）課

宇城	0964-32-0628	阿蘇	0967-22-1117
上益城	096-282-0333	八代	0965-33-3592
玉名	0968-74-2138	芦北	0966-82-2524
鹿本	0968-44-2135	球磨	0966-24-4190
菊池	0968-25-2347	天草	0969-22-4322

地域の連絡先が分からない時は、直接熊本県の自然保護課、または野鳥の会事務局宛、電話をお願いします。

熊本県環境生活部環境局自然保護課	096-333-2275
日本野鳥の会熊本県支部 事務局	096-346-0010

(2) 接し方

鳥インフルエンザウイルスは、本来はヒトに感染するウイルスではありません。そのため、例えばウイルス粒子を多量に含んだ家きん等の糞便や羽毛、死体などとの濃厚な接触があった場合を除いて、ヒトには感染しないと考えられ、日本でヒトに感染する可能性は非常に低いと考えられます。通常の野鳥観察などの接し方では、感染することはまずありません。しかし、野鳥をはじめとする野生動物は、インフルエンザに限らず何らかの病原体を持っている可能性があることから、以下の注意事項を守っていただければと思います。

- ①死体や弱っている個体を見つけても素手では触らないようにして下さい。
- ②野鳥の死体や排泄物に触れてしまった場合、十分に手洗い、うがいをして下さい。
- ③糞が靴底につくことで、病原体を運んでしまう可能性もありますので、もし糞を踏んでしまった場合は必要に応じて靴底を洗って下さい。
- ④野鳥をむやみに追い立てたり、不必要に接近したり、捕まえようとしたりすることはやめて下さい。

■直近の状況

12月10日現在で、国内数ヶ所で鳥インフルエンザが確認されたため、対応レベル3の状態になっています。リスク種1と2の鳥種については、1羽でも死体が見つければ、調査が開始されますが、熊本県内における生息数の多い種も含まれており、私たちがフィールドで遭遇する可能性も高いと思います。会員の皆さんには鳥インフルエンザの早期発見及び感染拡大の防止にご協力をお願いします。